

和光市新倉高齢者福祉センター  
指定管理者年度協定書

平成23年4月

和光市

## 和光市新倉高齢者福祉センター指定管理者年度協定書

和光市（以下「甲」という。）と株式会社日本生科学研究所（以下「乙」という。）とは、和光市新倉高齢者福祉センター管理運営事業（以下「本事業」という。）の実施について締結した和光市新倉高齢者福祉センター指定管理者基本協定書（以下「基本協定」という。）第3条に基づき、当該年度における協定書（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の期間）

第1条 この年度協定期間は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までとする。

（対価の支払い）

第2条 甲は、乙に対し本事業に係る対価として金41,833,484円の指定管理料を支払うものとする。

2 乙は甲に対し、前項の指定管理料について毎月書面をもって請求するものとする。

甲は、前項による指定管理料の請求が適正と認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に、乙に対し指定管理料を支払うものとする。

3 乙は甲の支払う指定管理料及び基本協定第6条第4号に定める介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供に関する業務に係る介護報酬並びに和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例第10条の利用料金（以下「利用料金等」という。）の範囲内で本事業を執行するものとする。

ただし、特別の事情が認められる場合は、甲と乙協議の上、甲は追加措置をすることができる。

（指定管理料及び利用料金等の精算）

第3条 基本協定書第13条第1項による収支の結果、本事業に要した経費の額が前条の指定管理料及び利用料金等の合計額に満たないときは、乙はその差額を甲に返納するものとする。

（施設の維持補修等）

第4条 本事業に係る施設の大規模な改築、維持補修等及び備品の取得は、原則として甲と乙協議の上、行うものとする。

ただし、甲の承認を受けた1件20万円以内の施設の維持補修等及び1件20万円以内の備品の取得については、甲が支払う指定管理料の範囲内において乙が行うものとする。

（合意事項）

第5条 甲と乙は、別紙の合意事項を遵守するものとする。

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項及び年度協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠

意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

甲と乙は、この年度協定の締結を証するため、本書2通を作成し、双方記名押印の上、それぞれ各1通を保有する。

平成23年4月1日

甲 埼玉県和光市広沢1番5号  
和光市長 松本 武洋

乙 東京都新宿区河田町3番10号  
株式会社日本生科学研究所  
代表取締役社長 青木 勇

## 合意事項

和光市(甲)と和光市新倉高齢者福祉センター指定管理者株式会社日本生科学研究所(乙)とは、次の事項について協議し合意したことを確認した。

### 1 平成23年度指定管理料について

和光市新倉高齢者福祉センターの事業は、事業実施に係る指定管理料と基本協定第6条第4号に定める介護予防小規模多機能型居宅介護サービス提供に関する業務に係る介護報酬並びに和光市新倉高齢者福祉センター設置及び管理条例で定める利用料金等の収入額を合算した収入で実施するものとする。

### 2 指定管理料に含めない経費について

平成23年度指定管理料に送迎業務委託料を含めないものとする。

### 3 送迎業務の実施について

送迎業務については、他施設を含め甲が送迎業務事業者と一括契約するものとし、添乗及び配車の手配等に係る調整は乙が行うものとする。

(1) 運行車両及び台数 マイクロバス標準ステップ付 乗車定員29名 1台

(2) 運行日数及び運行ダイヤ 運行は当該施設開所日とし、運行経路等については乙が送迎業務事業者と調整するものとする。

### 4 指定管理者が使用する事務連絡車について

事務連絡車については乙がリース会社と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

### 5 事務用及び業務用パソコンについて

リース対応とするので、乙が事業者と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

### 6 コピー機及び印刷機について

リース対応とするので、乙が事業者と契約し、経費については指定管理料の範囲内で賄うものとする。

### 7 企画提案書の情報公開の開示請求に対する承認について

開示の請求があったときは、甲が条例に基づき開示するものとする。

### 8 研修の参加について

乙は、甲が開催する個人情報保護等の研修会の施設職員の参加について、配慮するものとする。